

牧之原市 特定不妊治療費助成制度について

牧之原市では、平成 23 年 4 月 1 日から体外受精（顕微授精を含む）の不妊治療を受けているご夫婦に対し、治療にかかる費用の一部を助成しています。体外受精の治療の一環として男性不妊治療を受けた場合も、助成の対象となります。

平成 30 年 4 月 1 日から、対象者、助成回数が一部変わりました。詳しくは、裏面をご覧ください。

1 対象者

特定不妊治療費助成	男性不妊治療費助成
法律上婚姻しており、夫又は妻の住所地が一年以上牧之原市である夫婦	
体外受精および顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦	特定不妊治療費の助成（静岡県又は牧之原市）を併せて受ける夫婦
指定医療機関において治療を受けた方	
夫婦の前年度合計所得が 730 万円未満の方	
他の市町村等の特定不妊治療に関する補助金等を 1 年度あたりの限度回数以上受けていない方	

2 助成内容

- ・ 特定不妊治療にかかった費用の 2 分の 1 以内とし、1 夫婦 1 回あたり 15 万円を上限とする（特定不妊治療費助成・男性不妊治療費助成それぞれに）
- ・ ただし、事業実施の地方公共団体（県等）の特定不妊治療費補助金申請を受ける場合は、その助成額を差し引いた金額となります。 ※助成対象年齢及び助成回数については、裏面を御確認下さい。

3 助成対象となる治療

特定不妊治療	男性不妊治療
指定医療機関において体外受精（顕微授精を含む）に要した保険対象外の費用です。（ただし、配偶者以外の第三者から精子や卵子の提供を受けた場合や代理懐胎は対象外となります。）	特定不妊治療の一環として行われる、男性不妊治療（精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引法、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術など。）

4 申請手続きに必要なもの

- ① 特定不妊治療費補助金交付申請書（様式第 1 号）※ 申請書等はさざんか・相良保健センターで配布しています。（ホームページからもダウンロードすることもできます。）
- ② 特定不妊治療受診等証明書（様式第 2 号）又は県へ提出した特定不妊治療等を証明する書類の写し
- ③ 牧之原市に本籍がない場合は、夫と妻の戸籍謄本（申請日から 3 ヶ月以内のもの）（外国籍の方は、公の機関が発行した書類）
- ④ 牧之原市で所得課税状況が確認できない場合は、夫と妻の所得（課税）証明書
- ⑤ 領収書の原本
- ⑥ 印鑑（シャチハタは利用できません）
- ⑦ 口座振込先の通帳
- ⑧ 県の助成を受けた場合には、静岡県特定不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書の写し
県の助成を受ける場合は県の補助金交付申請後、決定通知書が届いてからお越しください。
県問合せ先： 0548-22-1151（中部健康福祉センター榛原分庁舎）

5 申請期間 特定不妊治療の終了日から起算して 1 年以内

問い合わせ 牧之原市役所 健康推進課（さざんか内） 電話：0548-23-0027

牧之原市

平成30年度から特定不妊治療費助成制度が一部変わりました

牧之原市では、平成28年度から、早期に不妊治療を開始し、妊娠、出産に至る確率を高めるため、対象となる妻の年齢及び助成回数を段階的に変更していますが、平成30年度から下記のとおり助成制度の一部が変更されました。

詳しくは、問い合わせください。

■助成を受けることができる回数および期間は、初めて特定不妊治療の助成を受けた際の治療開始日における妻の年齢によって異なります。

